

令和4年度検討結果を踏まえたマニュアル改定方針

【ご確認ポイント】御意見に対する違和感・抜け漏れがないか？

1 マニュアル改定の目的

- 神戸市災害時物資供給マニュアル（第三版）（以下、「本体マニュアル」という）は、災害時物資輸送に関する神戸市庁内連携（官官連携）及び神戸市と民間事業者やボランティア等との役割分担（官民連携）を明確に示すことにより、大規模災害の発生時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的として策定されている。
- 令和3年度に実施された手順確認型図上訓練で寄せられた御意見を踏まえて、以下の方針にて、令和4年度以降のマニュアル改定を実施することにより、マニュアル策定意義を向上させることを目的とする。
 - ▶ 令和4年度実施の「民間施設を活用した実働訓練」成果を踏まえて、マニュアル改定を実施。

2 マニュアル改定方針

【ご確認ポイント】

- ・1（1）は基本原則③のみ文言を修正。⇒修正内容に違和感がないか？
- ・1（2）～（4）は令和3年度以前までで御確認済（※今回チェック対象外）
- ・2（5）（6）、3は加筆事項。⇒御意見に対する違和感・抜け漏れがないか？

(1) 『本マニュアルの基本原則』の冒頭掲載

- 本体マニュアルに記載されている内容に通底する基本原則について、精読をせずとも、ワンフレーズで理解ができるように、『本マニュアルの基本原則』として冒頭に掲載する。

【本マニュアルの基本原則（案）】

基本原則①：災害時に中心的に活用されるのは陸上の『集積・配送拠点』

→トラック輸送の代替輸送として海上・航空のルートを活用

基本原則②：可能な限り早期に、陸上の『集積・配送拠点（民間施設）』の開設・運営

→民間施設での開設が困難である場合に、市有施設での開設・運営

基本原則③：官民それぞれの専門性に応じた役割分担

→市は物資情報の共有と物資の配分、配送先の決定が中心的役割

民間は物資の受入や在庫管理、配送の実施が中心的役割

(2) 集積・配送拠点（二次物資拠点）の確保の実施主体修正

- 本体マニュアル『Ⅲ. 1.（2）⑤集積・配送拠点（二次物資拠点）の確保』では、「市対策本部」が「集積・配送拠点としての使用可否、確認、施設の決定、施設管理者への連絡を行う」ことになっているが、訓練シナリオ検討プロセスにおいて、「救援物資対策チーム」が実施することと整理されたため、修正する。

(3) 拠点運営事業者派遣時の必要最低限の資機材持参の加筆修正

- 本体マニュアル『Ⅲ. 1.（2）⑨集積・配送拠点（二次物資拠点）における拠点運営事業者の確保一ウ』では、「拠点運営事業者は、市からの要請をうけ、集積・配送拠点を差配

する人員を集積・配送拠点へ派遣する。」となっているが、人員派遣だけでなく、必要と考えられる最低限の資機材を持参いただけるよう要請する修正を行う。

➤ 正式な資機材要請は、『⑩集積・配送拠点（二次物資拠点）の設営』にて対応

(4) 拠点運営マニュアルで使用する用語の統一

- 「かご車」「ボックスパレット」用語表記ゆれを、「かご台車」に統一する。

(5) 拠点運営担当職員派遣時の持参物の加筆修正

- 本体マニュアル『Ⅲ. 1. (2) ⑥ 拠点運営担当職員の配置』では、「救援物資対策チームは、集積・配送拠点における拠点運営担当職員を決め、集積・配送拠点へ配置させる。」と記載があるが、令和4年度訓練において活用検証された防災アクションカードや連絡体制立ち上げ時に必要となる最低限の資機材を持参することを記載する修正を行う。

(6) 地域防災計画の改定（予定）、国通知等に伴う修正

- 神戸市では、令和4年度神戸市地域防災計画・水防計画の改定を予定しており、本体マニュアルで使用される用語定義（集積・配送拠点等）に関連する修正を実施する。
 - 陸・海・空それぞれに「集積・配送拠点」と呼称していたが、改定後は、「陸上輸送の受入拠点」「海上輸送の受入拠点」「航空輸送の受入拠点」と呼称する。
 - 本検討会議での各種訓練等の検証成果を踏まえ、物資受入れ後の物資の「仕分け、在庫管理、積み込み及び配送機能まで」を担うことが可能な「陸上輸送の受入拠点」を指して、「集積・配送拠点」と呼称する。
- 令和4年12月21日内閣府通知「大規模災害時のための毛布の備蓄について」が発出され、避難所避難者1人当たり2枚の毛布が必要との前提で、各自治体で適切な備蓄に努めるとともに、近畿地方の受援府県の不足分は、東北地方の応援県からプッシュ型支援を受けるフローが定められることとなったため、本体マニュアルのフェーズ③第一期物流（プッシュ型）時期に関する記述として追記する。

3 マニュアル改定の方法

令和4年度中に実施を予定しているマニュアル改定の方法については、本体マニュアルの改定作業に加えて、資料編において防災アクションカードを掲載する。

(1) 本体マニュアルの改定作業

「2 マニュアル改定方針（1）～（6）」に沿い、本体マニュアルの該当箇所の改定を行う。（加えて、令和4年度実働訓練で指摘のあった本体マニュアル『V. 関連様式等』の色識別の改良を反映する。）

(2) 防災アクションカードの資料編への掲載

実働訓練において、拠点運営担当職員が集積・配送拠点（民間施設）に派遣された後に、拠点運営事業者と協力して対応する、手順確認・検証を行った成果を踏まえ、本体マニュアル資料編に掲載する。